

労働保険・社会保険加入

雇用保険助成金

労災保険請求

事故防止対策の相談・指導

# まかせて安心、かわちの社労士。

## ●事故防止対策がもっとも大切

建設業の3大災害は①墜落・転落災害 ②建設機械・クレーン等災害 ③倒壊・崩壊災害です。

事故防止対策の相談・指導、研修講師は社労士にお任せください。

## ●労災保険請求は迅速・正確に

もしも事故が起こってしまったら、迅速で正確な労災保険請求を。実務は社労士が代行できます。

病院の治療費の請求、休業補償の請求、死傷病報告に加え、作業員がバックホーなどの建設機械と接触して負傷した場合には、第三者行為災害の届出も。

下請事業者でも、資材置場や事務所での災害、通勤災害は、自社の労災保険を使うことになります。

## ●一人親方加入者証は現場への「通行手形」

従業員が独立を希望し、「一人親方」として扱う場合には、労災保険の一人親方の特別加入が必要です。

労災保険の加入確認が行われる現場では、「労災保険 特別加入者証」の呈示が求められます。

社労士がつくる事務組合なら、一人親方の特別加入、年度更新や保険料納付（コンビニ払い）も簡単。もちろん、事業主も現場に出入りするのであれば、中小企業事業主等の特別加入をしておきましょう。

## ●「建設労働者確保育成助成金」の活用を

建設業者のための使いやすい助成金で、技能講習の補助もあります。訓練が必要な従業員向けにキャリアアップ助成金も使えます。

## 「中小企業事業主」「一人親方」 労災加入、どうしたら？

社会保険労務士がつくる

### 労働保険事務組合

うれしい“3つのメリット”

- 1 特別加入（事業主や家族もOK）
- 2 保険料納付を年3回に分割
- 3 事務の手間が省ける



建設業の一人親方  
(大工・鳶・左官など)も  
特別加入できます

【一人親方の年間必要最低額】

①労災保険料	24,263円
②事務組合会費	12,000円
合計	36,263円

かわちの社労士事務所

TEL 06(6785)7133